

輸出用清酒製造免許の申請等の手引

【この手引の内容】

この手引は、「輸出用清酒製造免許」を受けようとする方を対象として、免許申請手続、免許の要件など免許取得に関する事項のほか、免許を取得した後、清酒の製造・輸出を行うに当たり必要となる手続（酒税の申告や記帳など）の概要を解説したものです。

申請書の様式及びその具体的な記載例などについては、「酒類製造免許申請書等の作成マニュアル（輸出用清酒製造免許用）」をご覧ください。

なお、この手引は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) 「ホーム／税の情報・手続・用紙／お酒に関する情報／酒類の免許／輸出用清酒製造免許の取得をご検討の方へ」に掲載しています。

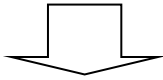
《目 次》

(頁)

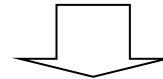
I	酒類製造免許の申請等の流れ	3
II	酒類製造免許の概要	4
III	申請手続等	5
IV	酒類製造免許の要件	6
V	酒類製造免許の審査	11
VI	酒類製造免許付与の通知等	12
VII	酒類製造免許の期限等	14
VIII	酒税の納税（申告・納付）	15
IX	酒税法上の義務	23
	主な記帳事項	26
	アルコール分等の測定方法の概要	29
	容器の測定	31
X	表示関係	33
	清酒の製法品質表示基準（抜粋）	34
XI	申請書類一覧表	36

I 酒類製造免許の申請等の流れ

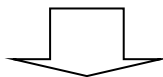
申請書等の提出



審査



免許付与等の通知



酒類の製造開始



申告・納税

- ・ 申請書及び添付書類を作成し、酒類製造免許を受けようとする製造場の所在地の所轄税務署長に提出してください。

- ・ 審査は、原則として、申請書の受付順に行います。
- ・ 審査に際しては、必要に応じ、来署していただく場合や現地確認をさせていただく場合があります。
 - ※ 申請書類の審査には、申請件数の多寡により、相当の期間（原則として、標準処理期間4か月）がかかります。
なお、提出された書類の補正等が必要な場合は、補正等が完了するまでの期間は標準処理期間から除外されますので、ご注意ください。

- ・ 審査の結果、酒類製造免許が付与される場合には、申請者に書面で通知します（付与できない場合についても、その旨を書面で通知します。）。
なお、免許付与に際して、登録免許税（免許1件につき15万円）を納付する必要があります。

- ・ 製造の開始の日までに製造場の所轄税務署長に製造方法の詳細等を申告し、当該申告に基づいて製造する必要があります。
- ・ 製造場ごとに、移出した酒類に係る課税標準及び税額等を記載した申告書を提出し、当該申告書に記載した酒税額に相当する酒税を納付しなければなりません。
なお、輸出する目的で酒類を移出する場合は酒税が免除されますが、その場合も申告書を提出する必要があります。

酒類製造免許申請書及び所定の添付書類の提出先は、酒類製造免許を受けようとする製造場の所在地の所轄税務署ですが、個別・具体的な相談がある場合には、当該所在地の所轄税務署を担当する酒類指導官までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

なお、酒類指導官が設置されている税務署及び担当税務署については、酒類製造免許を受けようとする製造場の所在地の所轄税務署へお問合せください。

※ 酒類指導官設置署については、国税庁HP (<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sodan/index.htm>) 「酒税とお酒の免許についての相談窓口」でご確認いただけます。

Ⅱ 酒類製造免許の概要

1 酒類製造免許の概要

酒類を製造しようとする場合には、酒税法第7条の規定に基づき、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長から酒類製造免許を受けなければなりません。

また、酒類製造免許を受けるためには、免許を付与された後1年間の製造見込数量が酒税法第7条第2項に規定する最低製造数量基準を満たしているほか、申請者が酒税法第10条各号に規定する免許の要件（人的要件、場所的要件、経営基礎要件、需給調整要件及び製造技術・設備要件）を満たす必要があります。

偽りその他不正な行為により酒類製造免許を受けた場合など一定の場合には、酒類製造免許が取り消されることがあります。

2 輸出用清酒製造免許の概要

輸出用清酒製造免許は清酒の輸出拡大に向けた取組を後押しする観点から設けられたものです。

当該免許については、1の要件のうち最低製造数量基準（清酒は60キロリットル）の適用がないほか、需給調整要件についても適用除外となっています。

また、当該免許によって製造する清酒は、当該免許が清酒の海外におけるブランド価値向上等を目的として設けられた趣旨に鑑み、酒税法第3条第7号（注）に定める清酒のうち、米及び米こうじに国内産米のみを用いて国内で製造、容器詰めしたものに限ります。

（注）酒税法第3条第7号《その他の用語の定義》

清酒 次に掲げる酒類でアルコール分が22度未満のものをいう。

イ 米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたもの

ロ 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させて、こしたもの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米（こうじ米を含む。）の重量の百分の五十を超えないものに限る。）

ハ 清酒に清酒かすを加えて、こしたもの

なお、輸出用清酒製造免許により製造した清酒については、輸出するために製造するものであることから、原則として国内に移出することはできません。

他方で、以下の場合であって無償で提供するものについては、輸出するために必要な行為であると考えられることから、国内への課税移出が可能です。

- ・ 国内で開催される輸出のための商談会等に使用する場合
- ・ 商社等の輸出業者へサンプルとして提供する場合
- ・ 国税局が実施する品質審査等に提出する場合

Ⅲ 申請手続等

輸出用清酒製造免許を受けようとする者は、酒税法令に定められた事項を記載した酒類製造免許申請書（以下「申請書」といいます。）及び所定の添付書類（36頁「**Ⅺ 申請書類一覧表**」参照）を輸出用清酒製造免許を受けようとする製造場（以下「申請製造場」といいます。）の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）を利用して申請する場合は、13頁「**3 国税電子申告・納税システム（e-Tax）について**」をご覧ください。

また、申請書等の提出があった場合には、税務署において、申請書等の確認を行いますが、申請書の記載漏れや書類の添付漏れがあった場合には、補正していただくこととなりますので、税務署が指示した期限までに補正又は再提出してください。

（注） 申請書は、次の場合を除き、申請製造場の所在地の所轄税務署の文書受付業務を担当する窓口へ到達した時点で提出があったこととなります。郵便等により提出される申請書についても到達した時点（通信日付印により表示された日ではありません。）で提出があったものとして取り扱います。

- （1） 申請書が、申請製造場の所在地の所轄税務署の時間外文書収受箱に提出された場合は、そこから申請書が取り出された日の直前の開庁日に到達したものと取り扱います。
- （2） 申請書が、e-Tax によって提出された場合は、送信された申請書が e-Tax に記録された時点において提出があったものとして取り扱います。

IV 酒類製造免許の要件

申請者、申請者の法定代理人、申請法人の役員、申請製造場の支配人（以下「申請者等」といいます。）及び申請製造場が、以下の全ての要件を満たしていることが必要です。

免許の要件を満たしていることについては、「酒類製造免許の免許要件誓約書」（36頁「**XI 申請書類一覧表**」参照）により誓約してください。この誓約の内容を偽るなど不正行為があった場合には、その不正行為が、①審査段階で判明したときは拒否処分、②製造免許の取得後に判明したときは取消処分の対象となります。

（注）不正行為により製造免許を取得した場合は、その不正行為によって取得した製造免許だけでなく、その者が有している全ての製造業免許について取消処分を受けることがあります。また、製造免許の取消処分を受けた場合には、①取消処分を受けた者、②取消処分を受けた者が法人であるときにはその法人の業務を執行する役員及び③これらの者が役員となっている法人は、原則として、新たに製造免許を受けることはできなくなります。

1 酒税法 10 条 1 号から 8 号関係の要件（人的要件）

- (1) 申請者が酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又はアルコール事業法の許可の取消処分を受けた者である場合には、取消処分を受けた日から 3 年を経過していること
- (2) 申請者が酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許又はアルコール事業法の許可の取消処分を受けたことがある法人のその取消原因があった日以前 1 年以内にその法人の業務を執行する役員であった者の場合には、その法人が取消処分を受けた日から 3 年を経過していること
- (3) 申請者が申請前 2 年内において国税又は地方税の滞納処分を受けたことがないこと
- (4) 申請者が国税又は地方税に関する法令等に違反して、罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けた者である場合には、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から 3 年を経過していること
- (5) 申請者が、未成年者飲酒禁止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（20歳未満の者に対する酒類の提供に係る部分に限る。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫又は背任の罪）又は暴力行為等処罰に関する法律の規定により、罰金刑に処せられた者である場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過していること
- (6) 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過していること

（注）①申請者又は法定代理人が法人の場合はその役員が、②申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合はその法定代理人が、また、③申請製造場に支配人をおく場合はその支配人が、それぞれ、上記(1)、(2)、(4)、(5)及び(6)の要件を満たす必要があります。

2 酒税法 10 条 9 号関係の要件（場所的要件）

正当な理由がないのに取締り上不適当と認められる場所に製造場を設けようとしていないこと

具体的には、申請製造場が、酒場、旅館、料理店等と同一の場所でないことが必要となります。

(注) 申請製造場が、酒場、旅館、料理店等と接近した場所にある場合には、図面上で明確に区分してください。

なお、酒税の検査取締上特に必要があると認められる場合には、製造場と酒場、旅館、料理店等を壁、扉等で区分していただく場合があります。

3 酒税法 10 条 10 号関係の要件（経営基礎要件）

免許の申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合のほか、その経営の基礎が薄弱であると認められる場合に該当しないこと

具体的には、申請者（申請者が法人のときはその役員（代表権を有する者に限ります。）又は主たる出資者を含みます。）が、①次のイ～トに掲げる場合に該当しないかどうか、②次のチ～ヌの要件を充足するかどうかで判断します。

- イ 現に国税又は地方税を滞納している場合
- ロ 申請前 1 年以内に銀行取引停止処分を受けている場合
- ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額（注）を上回っている場合
- ニ 最終事業年度以前 3 事業年度の全ての事業年度において資本等の額（注）の 20% を超える額の欠損を生じている場合

（注） 「資本等の額」とは、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金を控除した額をいいます。

貸借対照表の純資産の部

株主資本	***
1 資本金	*** ①
2 資本剰余金	*** ②
(1) 資本準備金	***
(2) その他資本剰余金	***
3 利益剰余金	*** ③
(1) 利益準備金	***
(2) その他利益剰余金	***
〇〇積立金	***
繰越利益剰余金	*** ④

上記「ハ」について

最終事業年度が、④<0（繰越損失）の場合で、繰越損失額が、(①+②+③-④)の額を超えている場合に該当します。

上記「ニ」について

各事業年度（過去 3 事業年度）において当期純損失が計上されている場合で、各事業年度の当期純損失の額が、各事業年度の (①+②+③-④) × 20% の額を全ての事業年度において超えている場合に該当します。

- ホ 酒税に関係のある法律に違反し、通告処分を受け、履行していない場合又は告発されている場合

へ 製造場の申請場所への設置が、建築基準法、都市計画法、農地法、流通業務市街地の整備に関する法律その他の法令又は地方自治体の条例の規定に違反しており、工場の除却若しくは移転を命じられている場合

ト 清酒の製造免許を付与した場合において、当該製造者が今後1年間に納付すべき酒税額の平均3か月分に相当する価額又は製造免許申請書に記載している清酒の数量に対する酒税相当額の4か月分に相当する価額のうち、いずれか多い方の価額以上の担保を提供する能力がないと認められる場合

チ 申請者が事業経歴その他から判断し、適正に清酒を製造するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人であること

リ 申請者が、清酒を適切に製造するために必要な所要資金等並びに製造又は貯蔵等に必要な設備及び人員を有する者であって、清酒の製造に関して安定的な経営が行われると認められる場合であること

ヌ 清酒の製造に必要な原料の入手が確実と認められること

このほか、輸出用清酒製造免許の申請に当たっては以下の要件を充足する必要があります。

- ・ 申請者（従業員を含みます。）がこれまで食品等を輸出した経験があること
- ・ 申請者が海外における取引先等の輸出先を確保していること

4 酒税法 10 条 12 号関係の要件（製造技術・設備要件）

- (1) 清酒の製造について必要な技術的能力を備えていること
- (2) 製造場の設備が十分に備わっていること又は十分に備えられることが確実であること

(1) 技術的要件

申請者は、醸造・衛生面等の知識があり、かつ、保健衛生上問題のない一定水準の品質の酒類を継続的に供給することができ、不測の事態が生じた場合に対応できる能力を有していること。

(注) 技術的要件は、製造計画・工程、技術者の経歴、人員、品質設計、品質管理、研修の体制等から総合的に判断します。また、申請者の技術的能力は、必要な技術的能力を備えた者を雇用していれば足りません。

(2) 設備要件

酒類の製造又は貯蔵等に必要な機械、器具、容器等が十分に備わっている又は十分に備えられることが確実であるとともに、製造場の申請場所への設置が工場立地法、下水道法、水

質汚濁防止法、食品衛生法等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない又は抵触しないことが確実であること。

(注) 食品衛生法の営業許可など他の行政機関の許認可等が必要な場合があります。

V 酒類製造免許の審査

1 製造免許付与の審査

製造免許付与の審査は、税務署において受付順（審査順位）に、

- 申請書及び添付書類の内容に不備がないか
- 申請者等及び申請製造場が免許の要件に合致しているか

などの点について、審査を行います。原則として、税務署での審査終了後、国税局において審査を行います。

必要に応じ、申請者や製造技術責任者に来署していただく場合や現場確認をさせていただく場合があります。

また、申請書等の提出後に、最新の内容を確認する必要がある場合など、審査時において追加的に参考書類を提出していただくことがあります。

（注） 免許の審査に当たっては、審査手続の実効性を確保する観点から、酒造組合に対して意見を聴取する場合があります。

2 標準処理期間

製造免許申請に係る付与の審査に必要な標準的な日数（標準処理期間）は、原則として、申請書等を提出した日の翌日から4か月以内としています。添付が漏れている書類や審査を行う上で必要となる参考書類の追加提出又は申請書等の補正が必要となる場合には、その連絡した日から、その書類の提出等があるまでの間の日数は、標準処理期間から除外されます。

3 審査状況のお知らせ

製造免許付与の審査においては、申請者の求めに応じて、製造技術・設備要件以外の免許の要件を満たしていることが確認できた時点で、「製造免許申請に係る審査状況のお知らせ」を発行し、免許付与前に審査状況を情報として提供することとしています。

VI 酒類製造免許付与の通知等

1 登録免許税の納付

輸出用清酒製造免許を受ける場合、登録免許税を納付する必要があります。税務署から「酒類製造免許に伴う登録免許税の納付通知書」により通知しますので、税務署又は金融機関で納付してください。

登録免許税の額は、免許1件につき15万円です。登録免許税の納付に係る領収証書は、「登録免許税の領収証書提出書」に貼付して、指定された期日までに税務署に提出してください。

(注) 登録免許税法により領収証書の提出が義務付けられていますので、領収証書の現物の提出が必要です(写しの提出はできません。)

2 製造免許の付与等

1 製造免許の付与等

輸出用清酒製造免許を付与する旨の通知は、原則として、税務署に提出された「登録免許税の領収証書提出書」により登録免許税が納付されていることを確認した上で、「清酒製造免許通知書」を交付又は送付することにより行います。

また、国税庁では、製造免許の付与等を行った場合には、その免許者について、①免許等年月日、②申請等年月日、③免許者の氏名又は名称及び法人番号、④製造場の所在地、⑤免許の品目、⑥処理区分(新規、移転等)を公表することとしています。

これらの情報は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)「ホーム/税の情報・手続・用紙/お酒に関する情報/酒類の免許/免許の新規取得者名等一覧/酒類等製造免許の新規取得者名等一覧」に掲載されます。

2 酒類製造免許を付与できない場合

輸出用清酒製造免許について審査を行った結果、「免許の要件」を満たさないため免許を付与できない場合には、その旨を書面で通知します。

3 国税電子申告・納税システム(e-Tax)について

酒類製造免許申請書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により提出が可能です。

1 事前手続（開始届出書の提出及び電子証明書の取得等）

e-Tax のご利用に当たっては、事前に開始届出書を申告所得税や法人税の納税地を所轄する税務署に提出する必要があります。

開始届出書は、e-Tax ホームページ（国税庁ホームページからアクセスできます。）からオンラインで提出できるほか、書面でも提出できます（開始届出書の様式は、e-Tax ホームページから入手することができます。）。提出された開始届出書の内容を確認した後、税務署から「利用者識別番号」及び「暗証番号」を記載した通知書等が送付されます。

なお、開始届出書をオンラインで提出した場合、「利用者識別番号」がオンラインで即時に発行されます。

また、e-Tax 利用の際には、申請データに利用者が電子署名を行うこととなりますから、「電子証明書」を e-Tax の利用開始までに取得する必要があります。

2 提出できる申請書等

e-Tax を利用して提出できる申請書等は、次のとおりです。

- (1) 酒類製造免許申請書
- (2) 登記事項証明書（インターネット登記情報提供サービスを利用する場合）

（注） 不動産に係る登記事項証明書及び法人の商業登記に係る登記事項証明書をいいます。

なお、e-Tax で申告書や申請・届出書を送信した場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。ただし、イメージデータで送信した添付書類のうち、法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類については、送信した日から5年間、保存しておく必要があります。

また、免許取得後の酒税に関する各種申告、届出等関係のほか申告所得税、法人税等の申告についてもご利用いただけますので、詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

3 申請書の受理等の取扱い

e-Tax を利用して申請書の提出があった場合は、送信された申請書のデータが e-Tax に記録された時点（e-Tax によって利用者に通知される受付日時）で到達したものとみなされます。

e-Tax の利用可能日時、利用開始前に必要な手続、その他利用上の注意事項など詳しいことは、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

VII 酒類製造免許の期限等

輸出用清酒製造免許には、条件や期限が付されます。免許条件に違反したり免許期限の経過後に清酒を製造したりすると罰則の適用を受けることがあります。

1 製造免許の条件

輸出用清酒製造免許には、「製造する酒類の範囲」について、「輸出するために製造するものに限る。」旨の条件が付されます。よって、国内に流通させることを目的として清酒を製造することはできません。

2 製造免許の期限

初めて酒類製造免許を受ける場合には、原則として期限を付すこととしており、輸出用清酒製造免許についても期限が付されることとなります。期限が経過すると免許は消滅しますので、引き続き輸出用清酒の製造をしようとする場合には、「免許期限の延長」の手続が必要です。

1 免許期限の設定

免許の期限は、原則として、免許する日の属する会計年度（4月1日から翌年3月31日）の末日（1月から3月までの間において免許する場合は、翌会計年度の末日）に設定されます。

2 免許期限の延長

酒類製造免許に付されている免許期限の延長を受けようとする場合は、免許期限の到来前に、品質審査を受けるとともに、免許を受けた税務署に「酒類製造免許の期限延長申出書」を提出する必要があります。国税局の行う酒類の品質審査の結果に問題がない、税の滞納がないなど一定の要件を満たしている場合には、1年間、免許の期限が延長されます。

（注）品質審査の結果に問題がある、税の滞納があるなど一定の要件を満たしていない場合は、期限の延長はできず、免許期限の到来により当該免許は消滅することとなります。

VIII 酒税の納税（申告・納付）

酒類製造者は、その製造場ごとに、酒類の移出のあった月分の課税標準（移出数量）、酒税額等を記載した納税申告書を、酒類を移出した月の翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出し、その申告に係る酒税を、酒類を移出した月の翌々月末日までに納付する必要があります。

1 納税義務者等

1 納税義務者

酒税の納税義務者は、原則として、酒類製造者です。

2 納税義務の成立

酒税の納税義務は、原則として、酒類がその製造場から移出されたときに成立します。「移出」とは、酒類が製造場から物理的に搬出されることをいいます。その移出の目的や、有償か無償かを問いません。

なお、酒類が製造場内で飲用に供された場合には、飲用に供された分が、その製造場から移出したものとみなされます。

2 課税標準・税率

酒税の税額の計算方法は、酒類の移出数量に、酒類の品目ごとに定められた税率を乗じて計算することとされています。

原則として、その製造場から移出した酒類に対して酒税が課税されることとなりますが、酒類製造者が輸出する目的で酒類を製造場から移出する場合には、所定の手続により酒税が免除されます。

1 課税標準

酒税の課税標準は、輸出のための商談会等に使用するための酒類など、製造場から移出した酒類の数量です。これには、製造場内で飲用された酒類の数量も含まれます。

2 税率

(1) 基本税率

清酒については、「醸造酒類」のうち、「清酒」の税率が適用され、1 kℓ（キロリットル）当たりの税率は次のとおりです。

なお、製造した清酒がアルコール分 10 度未満（令和 8 年 10 月 1 日以降は 11 度未満）で「発泡性を有するもの」（温度せつ氏 20 度の時におけるガス圧が 49 キロパスカル以上の炭酸ガスを含むものをいいます。）である場合には、「その他の発泡性酒類」の税率が適用されます。

	令和 2 年 10 月 1 日～	令和 5 年 10 月 1 日～	令和 8 年 10 月 1 日～
清酒	110,000 円	100,000 円	
その他の発泡性酒類	(10 度未満) 80,000 円		(11 度未満) 100,000 円

(2) 特例税率

前年度の総課税移出数量が 10,000 kℓ以下、かつ、前年度の清酒の課税移出数量が 1,300 kℓ以下であるときは、租税特別措置法第 87 条が適用され、当該年度の清酒の課税移出数量の 200 kℓまでの税額は、令和 5 年 3 月 31 日までの間、(1)により計算した税額に次の表の割合を乗じて計算した金額となります。

前年度（4 月～翌年 3 月）の 清酒の課税移出数量	令和 5 年 3 月 31 日まで
1,000kℓ超 1,300kℓ以下	90%
1,000kℓ以下	80%

3 免除・控除

酒税は、原則として、その製造場から移出した酒類に対して課税されることとなりますが、酒類製造者が海外に輸出する目的で酒類を製造場から移出する場合（輸出免税）など一定の場合には、例外として、酒税を免除することとされています。また、輸出のための商談会等に使用するため製造場から移出した酒類が製造場に戻された場合の戻入控除や未納税移出等、酒税の控除あるいは免除の制度が設けられています。

これらの制度の適用を受けるためには、一定の要件を満たし、かつ、所定の手続が必要です。輸出に関連する手続の概要は、19 頁（「**3 免税手続**」）をご覧ください。

【計算例】

令和3年（2021年）5月中に移出した清酒の数量が次表のとおりである場合、その月分の酒税額の計算は次のようになります（前年度の課税移出数量が1,000kℓ以下である者の場合）。

製品	1容器当たりの容量(ml)	個数(本)	アルコール分(度)	備考
A	720	150	13.2	発泡性無し、商談会用
B	300	200	14.6	発泡性無し、商談会用
C	183	37	8.8	発泡性有り、商談会用
D	1,800	500	15.0	輸出入用

①「清酒」の税率を適用するもの

$$\frac{720 \text{ ml} \times 150 \text{ 本}}{A} + \frac{300 \text{ ml} \times 200 \text{ 本}}{B} = 168,000 \text{ ml}$$

$$168,000 \text{ ml} \times 110,000 \text{ 円/kℓ} = 18,480 \text{ 円}$$

$$18,480 \text{ 円} \times 80\% (\text{軽減割合 } 20\%) = 14,784 \text{ 円} \cdots \cdots a$$

税率の適用区分ごとに計算します。この計算例では、CはA～Bと適用区分が異なります。

税率の適用区分ごとの合計数量に10ミリリットル未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。
(①の場合も同様)

②「その他の発泡性酒類」の税率を適用するもの

$$\frac{183 \text{ ml} \times 37 \text{ 本}}{C} = 6,771 \text{ ml} \Rightarrow 6,770 \text{ ml}$$

$$6,770 \text{ ml} \times 80,000 \text{ 円/kℓ} = 541.6 \text{ 円} \Rightarrow 541 \text{ 円}$$

$$541 \text{ 円} \times 80\% (\text{軽減割合 } 20\%) = 432.8 \text{ 円} \Rightarrow 432 \text{ 円} \cdots \cdots b$$

円未満の端数がある場合には切り捨てます。
(①の場合も同様)

③輸出免税を適用するもの

$$\frac{1,800 \text{ ml} \times 500 \text{ 本}}{D} = 900,000 \text{ ml}$$

$$900,000 \text{ ml} \times 0 \text{ 円/kℓ} = 0 \text{ 円}$$

輸出免税を適用するものは酒税が免除されます。

④その月分の納付すべき酒税額

$$a + b = 14,784 \text{ 円} + 432 \text{ 円} = 15,216 \text{ 円} \Rightarrow 15,200 \text{ 円}$$

その月分の納付すべき酒税額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

4 申告・納付

(1) 申告

酒類製造者は、その製造場ごとに、酒類の移出があった月分の課税標準（移出数量）、酒税額等を記載した納税申告書を、その移出した月の翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります。

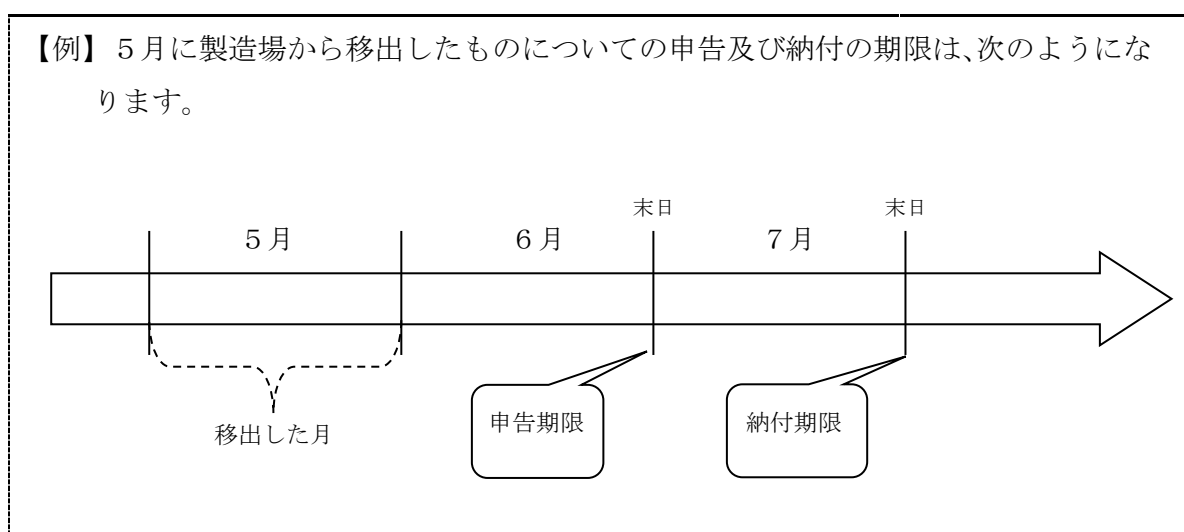
製造した清酒を輸出するために移出する場合には、その移出に係る酒税は免除されます（輸出免税）が、この適用を受けるためには期限内申告を行う必要があります（手続の概要は19頁「**3 免税手続**」参照）。

なお、輸出に係る移出のみで納付すべき税額がない月分についても、納税申告書を提出する必要があります。

（注） 酒類の移出がなかった月分については、納税申告書の提出は必要ありません。

(2) 納付

納税申告書を提出した酒類製造者は、その申告に係る酒税を、移出した月の翌々月末日までに納付する必要があります。納付期限に遅れた場合は、延滞税が課されます。



納税申告書は、e-Taxにより提出が可能です。詳しくは、13頁をご覧ください。

3 免税手続

輸出を目的として、酒類製造場から酒類を移出する場合には、所定の手続により酒税が免除されます。主な手続の概要は以下のとおりです。

1 酒類製造者が自ら輸出する場合（輸出免税）

※ 通関業者に通関手続の代行を委託する場合があります。

(1) 必要な手続

① 輸出許可証等に基づいて以下の事項を帳簿に記載する

- ・ 移出した酒類の税率適用区分
- ・ 移出した酒類の数量
- ・ 輸出の年月日及び仕向地
- ・ 輸出港の所轄税関
- ・ 酒類を輸出した者が当該酒類の酒類製造者以外の者であるときは、輸出をした者の住所及び氏名又は名称
- ・ その他参考となるべき事項

(注) 1 輸出許可証等に①の事項が全て記載されている場合は、帳簿の記載に代えて、当該輸出許可証等を保存する方法でも構いません。

2 輸出許可証等にインボイス番号が記載されている場合は、インボイス番号と①の事項を帳簿等に記載する方法でも構いません。

② 輸出する目的で酒類を移出した日の属する月分の酒税納税申告書に次の事項を記載する

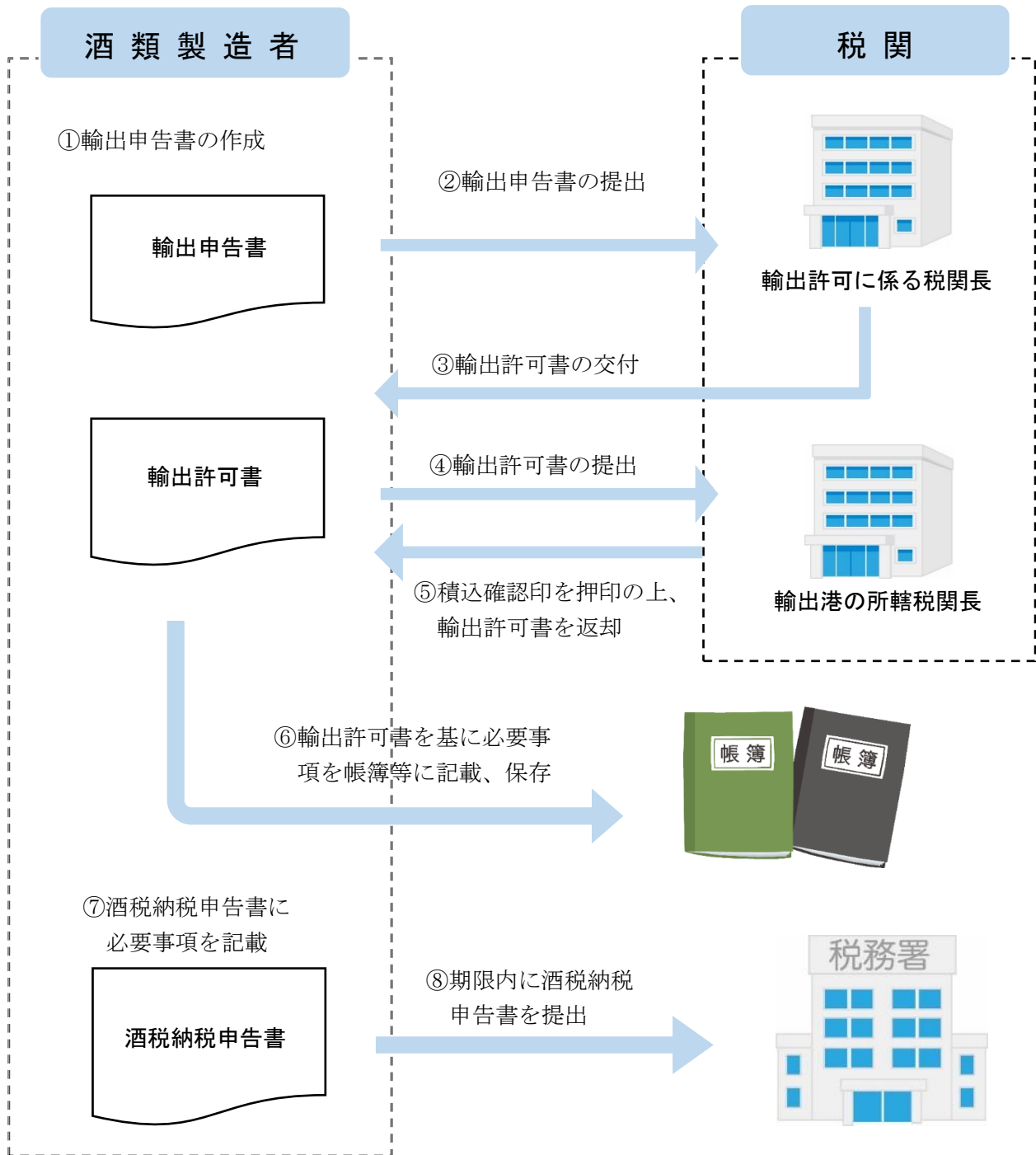
- ・ 移出した酒類の税率適用区分
- ・ 移出した酒類の数量

③ ②の酒税納税申告書を期限内に提出する

(2) 手続の流れ

一般的な輸出免税手続の書類の流れは次頁のとおりです。

【一般的な輸出免税手続の書類の流れ】



2 輸出業者を通じて輸出する場合（輸出を目的とした未納税移出）

(1) 必要な手続

① 輸出する目的で酒類を移出した日の属する月分の酒税納税申告書に以下の事項を記載する

- ・ 移出した酒類の税率適用区分
- ・ 移出した酒類の数量

② ①の酒税納税申告書に以下の事項を記載した書類（未納税移出酒類移入明細書）を添付する

- ・ 移出の目的が酒税法に規定する未納税移出の目的と合致していること
- ・ 移入した者の住所及び氏名又は名称

- ・ 移入した場所の所在地及び名称
- ・ 移出した酒類の税率適用区分
- ・ 移出した酒類の数量
- ・ 移入の目的
- ・ 移入をした年月日
- ・ その他参考となるべき事項

この6項目は、移入した者が証する書類（未納税移入証明書）に基づいて記載する必要があります。

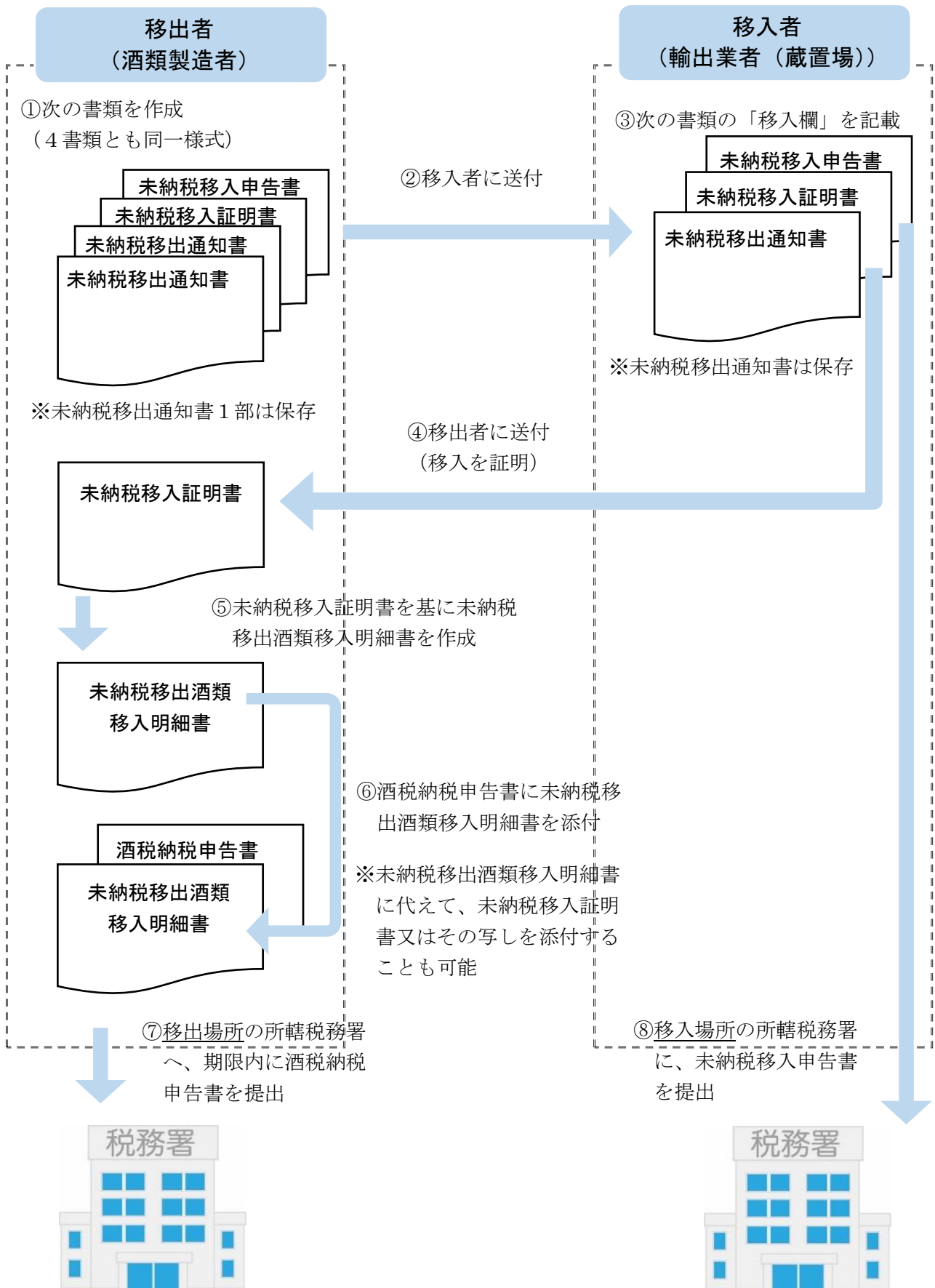
③ ①の酒税納税申告書を期限内に提出する

(注) やむを得ない事情により、②の未納税移出酒類移入明細書を期限内申告書に添付できない場合は、製造場の所在地の所轄税務署を担当する酒類指導官までご相談ください。

(2) 手続の流れ

未納税移出手続の原則的な書類の流れは次頁のとおりです。

【未納税移出手続の原則的な書類の流れ】



Ⅹ 酒税法上の義務

酒類製造者には、酒税法の規定により、次のような義務が課されています。これらの義務を履行しない場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされています。

1 記帳義務

酒類製造者は、酒類の製造、貯蔵及び販売に関し、原料の受払、酒類の製造工程、製品の受払等について記帳しなければならないこととされています。具体的な記載事項は、26頁「**主な記帳事項**」のとおりです。

なお、帳簿の様式は定めていませんので、必要な記載事項が網羅できるものであれば、ご自身で作成した様式を使用することもできます。

記帳に関する留意事項は次のとおりです。

1 記帳する酒類等の数量

記帳する数量の測定は、原則として実測により行います。

なお、数量の単位は、課税に直接関係のあるものはミリリットル位、その他のものはリットル位、キログラム位、グラム位又は本、箱等の単位により行い、記帳に当たっては、それぞれの単位を明示してください。

(注) 記帳に当たって、数量に単位未満の端数がある場合には切り捨てます。

2 アルコール分等の測定

次の製造等の過程を行った場合は、アルコール分等を正確に測定する必要があります（アルコール分等の測定は、原則として、国税庁所定分析法により行います。29頁「**アルコール分等の測定方法の概要**」を参照してください。）。

- ・ 清酒の仕込みの前後・・・・・・・・・・「アルコール分」「日本酒度」
- ・ 清酒を製成したとき・・・・・・・・・・「アルコール分」「日本酒度」
- ・ 清酒と清酒を混和したとき・・・・・・・・「アルコール分」「日本酒度」
- ・ 清酒に水を加えたとき・・・・・・・・・・「アルコール分」「日本酒度」

3 帳簿の備付場所及び保存期間

酒類製造者が作成する帳簿は、その製造場ごとに常時備え付けておき、帳簿閉鎖後7年間保存する必要があります。

2 申告義務、承認を受ける義務、届出義務

1 申告義務

酒類製造者は、次の事項について製造場の所在地の所轄税務署長に申告する必要があります。

【毎年度、申告を要するもの】

申告事項	申告期限	様式
毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）の製造数量、移出数量及び年度末（3月31日）の所持数量等	翌年度の 4月30日まで	GJ5011「□□年度分 酒類の製成及び移出の数量等申告書」

【次の事由が生じる都度、申告を要するもの】

事由	申告事項	申告期限	様式
製造設備（機械、器具及び容器）に新設又は異動等があった場合	新設又は異動等があった製造設備の詳細等、及び当該設備に係る製造場の敷地や建物等の状況を示す図面	直ちに（事由が生じた後、すぐに）	CC1-5609-1「酒類・酒母・もろみ製造設備（異動）申告書」
新たな製造方法による製造を開始（変更）する場合	製造方法の詳細等	製造の開始の日まで	CC1-5610-1「酒類等の製造方法申告書」
申告した製造方法を終了する場合	製造の終了の年月日等	遅滞なく（事由が生じた後、できる限り早く）	CC1-5610-1「酒類等の製造方法申告書」
製造を1年以上休止しようとする場合	製造を休止しようとする期間等	あらかじめ	CC1-5607「酒類・酒母・もろみ製造・販売業 休止・開始（異動）申告書」

(注) 1 容器については、その測定方法を含め詳細を申告する必要があります。31頁「**容器の測定**」を参照してください。

2 容量が20リットル未満の容器については、容器の測定の方法の申告を省略できます。

なお、製成時に当該容器を使用する場合は、数量を特定する必要があります。

2 承認を受ける義務

- (1) 米、米こうじ、水のほか、清酒かす、アルコール又はぶどう糖等の物品を原料として発酵させて、こすことにより清酒を製造しようとする場合には、あらかじめ所轄税務署長に「酒類の製造・移出等承認申請書」により申請して承認を受ける必要があります。
- (2) 製造場にある清酒に一定量の塩を混和する等により飲むことができないよう処置を施す場合には、あらかじめ所轄税務署長に「酒類の製造・移出等承認申請書」により申請して承認を受ける必要があります。

3 届出義務

酒類製造者は、次のような場合には、直ちにその旨を「酒類、酒母、もろみ、亡失、腐敗届出書」により製造場の所在地の所轄税務署長に届け出る必要があります。

- ① 製造場にある酒類、酒母又はもろみが容器の破損等により亡失した場合
- ② 製造場にある酒類が腐敗等により、飲用することができなくなった場合
- ③ 製造場にある酒母又はもろみが腐敗した場合

なお、②又は③の届出を受けた所轄税務署長は、検査を実施する等、必要があると認めるときは、相当の期間を定めてその酒類等の処分を禁止する場合があります。

(注) 亡失等した酒類の数量が100リットル未満で、かつ、この亡失の原因等を帳簿に明瞭に記載している場合には、1か月の範囲内において一括して届出を行うことができます。

**上記、1～3の申告書、申請書、届出書は、e-Taxにより提出が可能です。
詳しくは、13頁をご覧ください。**

主な記帳事項

以下の項目間で共通する事項については、様式を統合するなどにより、記載の重複を排除することが可能です。

なお、その場合には、記帳漏れが生じないようにご注意ください。

1 原料の受払関係(原料の種類ごとに次の事項)

(1) 原料を受け入れた場合には、受入れの都度次の事項

- ・ 受入れの年月日、品名、成分、数量、価格
- ・ 引渡人(仕入先)の住所、氏名(名称)
(「品名」とは、例えば、米の品種などをいいます。)

(注) こうじを製造する場合には、次の事項の記帳が必要となります。

- ・ 原料の品名、使用数量、使用年月日
- ・ 種こうじの種類、使用数量
- ・ 製造の年月日、製造数量

(2) 原料を払い出した場合には、払出しの都度次の事項

- ・ 払出しの年月日、品名、成分、数量、価格
- ・ 受取人(販売先)の住所、氏名(名称)、払出事由

(注) 「払出し」とは、清酒の原料として使用又は製造場外に払い出すことなどをいいます。

例えば、白米を清酒の掛米用に使用したときには、酒母掛米用(仕込みの記号及び順合を併記する。以下この(注)において同じ。)、初添掛米用、仲添掛米用、留添掛米用及び四段掛米用と記載します。

2 製造関係

(1) 清酒の仕込みを行った場合には、仕込みごとに次の事項

- ・ 仕込記号(順号)、仕込年月日、容器番号、原料の品名(水を含みます。)、使用数量、成分、アルコール分【要測定】、日本酒度【要測定】、仕込後の数量(深さ)、品温

(注) 原料を新たに加えた時など、仕込数量に増減がある場合も記載が必要となります。

(2) 清酒が製成した(出来上がった)場合には、仕込みごとに次の事項

- ・ 仕込記号(順号)、容器番号、製成開始年月日、製成年月日、数量(深さ)、品温、アルコール分【要測定】、日本酒度【要測定】

(3) 製造した時に発生する清酒かすの数量

3 貯蔵関係

(1) 清酒を別の容器に移動した場合(別々の容器に貯蔵されている清酒を混和した場合を含みます。)には、清酒の容器ごとに次の事項

- ・ 払出年月日、払い出した容器番号、払出数量、払出事由(詰口、移出、容器移動等)

- ・ 受入年月日、受入先の容器番号、受入数量、受入事由(容器移動、割水等)
- ・ 受入れ又は払出しの前後の数量(深さ)、アルコール分及び日本酒度(清酒を混和した場合には【要測定】)、品温
- ・ 受入れ又は払出しごとの増減数量

(2) 清酒に水を加えた場合(「割水」といいます。)

- ・ 割水年月日
- ・ 容器番号
- ・ 割水前及び割水後の数量(深さ)、アルコール分【要測定】、日本酒度【要測定】品温、純アルコール数量
- ・ 加えた水の数量(割水数量)
- ・ 純アルコール数量の増減数量

4 詰口・移出入関係

(1) びん等の容器に詰める場合(「詰口」といいます。)

- ・ 詰口年月日、詰口する清酒のアルコール分、日本酒度、容器番号
- ・ 払出前の数量(A)(深さ)及び払出後の数量(B)(深さ)、品温
- ・ 詰口払出数量(C=A-B)
- ・ 詰口容器別の成功個数、詰口数量(D)
- ・ 詰口残数量(E)(入味不足、ごみ入による不合格品等の数量をいい、払出後の数量は含みません。)
- ・ 詰口容器の破損の個数、流失数量(F)
- ・ 詰口欠減数量(C-D-E-F)

(2) 製造場から未納税移出又は輸出免税の適用を受けて移出した場合

- ・ 移出年月日
- ・ 移出した清酒のアルコール分、日本酒度、容器区分(びん等)、個数、数量(ミリットル)、価格、適用税率
- ・ 受取人の住所及び氏名(名称)、移出先(輸出先)の所在地及び名称

(3) 製造場から課税移出した場合

- ・ 移出年月日
- ・ 移出した清酒のアルコール分、日本酒度、容器の容量区分、形態、個数、数量(ミリットル)、価格、適用税率
- ・ 卸、小売、贈与、場内飲用等の区分

(注) 商談会等のため無償で製造場から移出する場合であっても、課税移出となるため、記載が必要です。

- ・ 受取人の住所及び氏名(名称)、移出先の所在地及び名称

(注) 小売(消費者等への販売)の場合は、記載を省略することができます。

(4) 清酒を製造場に移入又は戻し入れた場合

- ・ 移入又は戻入れの年月日
- ・ 移入又は戻入れをした清酒のアルコール分、日本酒度
- ・ 移入又は戻入れをした清酒の容器の容量区分、形態、個数、数量(ミリットル)、酒税額、適用税率
- ・ 引渡人の住所及び氏名(名称)、引渡先の所在地及び名称

(注) 上記(1)～(4)の場合においては、容器別受払帳を以下のとおり記載する必要があります。

銘柄、容器容量(ミリットル)、形態(びん等)、アルコール分、日本酒度ごとに次の事項

- ・ 受入又は払出年月日
- ・ 受入個数、受入事由(詰口、戻入れ等)
- ・ 払出個数、払出事由(課税移出、詰替え等)
- ・ 破損した個数
- ・ 受入れ後又は払出し後の在庫数

5 その他

(1) 清酒、酒母又はもろみの腐敗、廃棄又は亡失した場合

- ・ 腐敗、廃棄又は亡失の区分
- ・ 腐敗、廃棄又は亡失の年月日
- ・ 腐敗、廃棄又は亡失した清酒、酒母、もろみの区分
- ・ 腐敗、廃棄又は亡失した清酒、酒母、もろみのアルコール分、日本酒度
- ・ 腐敗、廃棄又は亡失した清酒、酒母、もろみの容器容量区分、容器個数、数量又は容器番号、数量(深さ)、適用税率
- ・ 腐敗、廃棄、亡失の理由
- ・ 届出年月日
- ・ 腐敗した清酒、酒母又はもろみに対する措置

(2) 分析等のため清酒等を採取した場合

- ・ 採取年月日
- ・ 分析等の年月日
- ・ 採取した酒類、酒母又はもろみの区分及び元容器の番号又は容器の容量区分
- ・ 採取した数量、分析等に使用した数量(ミリットル)
- ・ 分析等の結果(アルコール分などを記載します。)
- ・ 分析等に使用した残数量の処分の内容(官能検査、廃棄などを記載します。)
- ・ 食品衛生法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、食品表示法、又は国税通則法第74条の4第2項の規定により、酒類、酒母、もろみを収去又は採取された場合は、当該収去又は採取の年月日、数量(ミリットル)及び理由並びに収去又は採取した者の所属及び氏名

数量の単位は、課税に直接関係のあるものはミリリットル位、その他のものはリットル位、キログラム位、グラム位又は本、箱等の単位により行います。

なお、帳簿には、それぞれの単位を明示します。

アルコール分等の測定方法の概要

【清酒のアルコール分の測定方法】

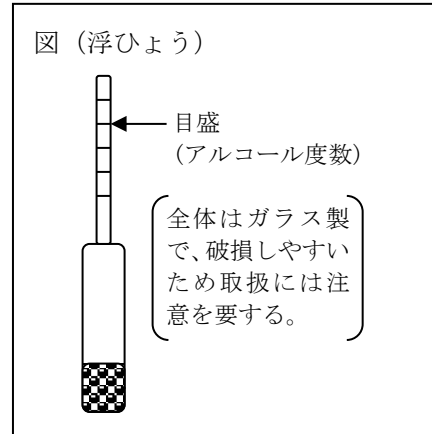
国税庁所定分析法（昭和 36 年訓令第 1 号）では、アルコール分の測定方法として、「浮ひょう法」、「ガスクロマトグラフ分析法」等が定められています。

このうち、簡易で一般的に普及している「浮ひょう法」による測定の仕方は、以下のとおりです。

（参考）

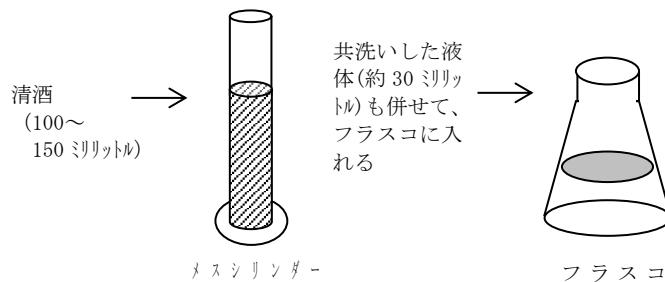
「浮ひょう」とは、右図のようなもので、これをメスシリンダー一等の容器に入れた検体に浮かべて比重を測定します。

なお、アルコール分の測定には、「酒精度浮ひょう」を用い、検体は、測定しようとする酒類を蒸留し、糖分などのエキス分を取り除きアルコールと水のみとしたものを使用します。



1 検体の調製

検体（清酒）100～150 ミリットルを 15℃においてメスシリンダーに正確に採取し、これを 300～500 ミリットル容のフラスコに移し、検体の入っていたメスシリンダーを約 15 ミリットルの水で 2 回洗い、これら共洗いした液体（合計約 30 ミリットル）をフラスコ of 検体に加えます。

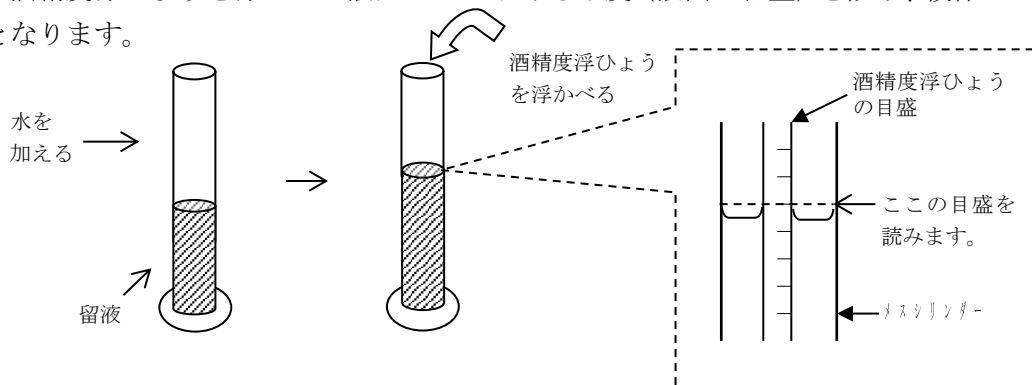


2 蒸留

検体の入っていたメスシリンダーを受器として蒸留し、採取量(100～150 ミリットル)の 70%以上(約 70～105 ミリットル)を留出(所要時間は約 20～30 分程度)させ、次いで、受器内の留液に水を加え、最後によく振り混ぜます。加える水の量は、フラスコ内の液体が、液温 15℃の状態において検体の採取量(100～150 ミリットル)になるようにします。

3 アルコール分の測定

酒精度浮ひょうを浮かべて液温 15℃における示度（液面の目盛）を読み、検体のアルコール分となります。



- (注) 1 液体は、温度の変化により膨張するなどその比重が変化するため、検体の調製やアルコール分の測定に際しては、測定する検体等の温度を 15℃としてください（検体の温度が 15℃でない場合は、補正する必要があります。）。
- 2 検体の採取量（100～150 ミリットル）は、使用する浮ひょうによって適宜増減してください。メスシリンダーに浮ひょうを浮かべたとき、浮ひょうの各部からメスシリンダーの内壁及び底部までの間が 5 ミリメートル以上あるようにしてください。
- 3 検体の採取容器は、清浄で乾燥した状態のものか、あるいは検体で共洗いした状態のものを使用してください。
- 4 酒精度浮ひょうは、製造したメーカーによる国家標準に照らした検査を受け、合格したものを使用してください。

なお、示度の読み方は、メーカーによって異なる場合がありますので注意してください。

【清酒のエキス分の測定方法】

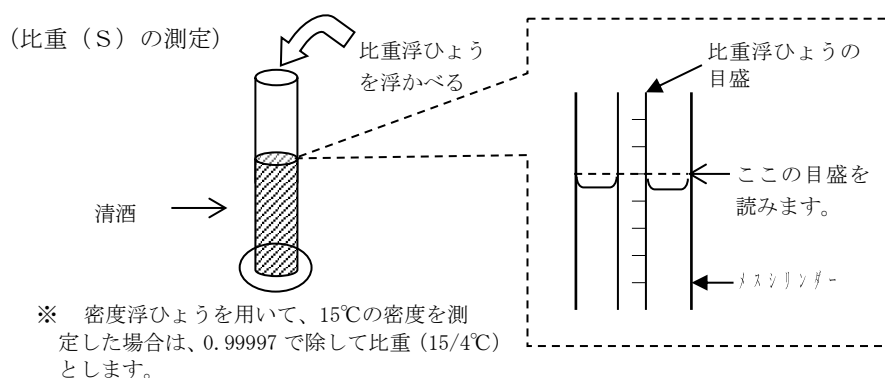
エキス分とは、温度 15℃の時に、原容量 100 立方センチメートル（100cc）中に含有する揮発性成分のグラム数をいい、そのグラム数が 1 グラムであるものを、「エキス分 1 度」といいます。

酒類に含有される種々の成分のうち、これを熱した場合に蒸発しきる成分と蒸発せずに「残さ」として残る成分と大きく 2 種類あります。蒸発しきる成分には、水、アルコール及び揮発酸等があり、蒸発せずに「残さ」として残る成分には、糖分、アミノ酸、乳酸及びこはく酸等があります。エキス分は、これら酒類の味を構成する「残さ」成分を総称したものです。

次式によって検体のエキス分を算出します。

$$E = (S - A) \times 260 + 0.21$$

(E : エキス分 (度)、S : 比重 (15/4℃)、A : アルコール分 (度) を比重 (15/15℃) に換算したもの)



- (注) 1 エキス分の算出において、途中の計算で小数点以下 5 けたを四捨五入し、E 値の小数点以下 2 けたを切り捨てます。
- 2 アルコール分 (A) を比重 (15/15℃) に換算した表は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) 「ホーム/税の情報・手続・用紙/お酒に関する情報/酒類製造に関する技術情報/国税庁所定分析法 (訓令) /第 2 表アルコール分と密度 (15℃) 及び比重 (15/15℃) 換算表」をご覧ください。

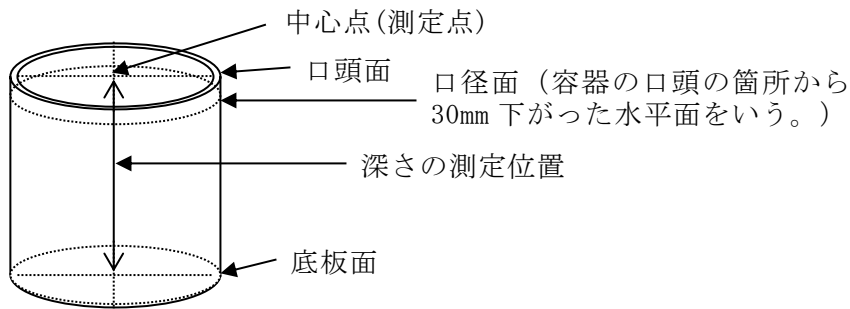
容 器 の 測 定

酒類の製造や貯蔵に使用するタンク等の容器については、その容器に入っている酒類の量が測定できるようにするため、次のような方法で容量を測定し、申告することとされています。

容器の容量の測定方法は、容器の形状等によって幾つかの方法がありますが、小容量の容器の測定方法としては、次の水測の方法（容器に一定量の水を入れる方法）又は計測の方法（容器の深さ、直径等を計測し計算により求める方法）が適していると考えられます。

【水測の方法の例】

円筒型（大型の寸胴）の容器（150ℓ）の場合



○ 容器の深さ及び容量をそれぞれ測定します。

(1) 深さ

測定点（容器の口径面（容器の口頭の箇所を含む水平面をいいます。）の中心点）から底板面（容器の底板の面をいいます。）に対し、垂直に測定する。

(2) 全容量

全容量は、底板面から口径面（容器の口頭の箇所から30mm下がった水平面をいいます。）までの間の容量を、例えば、水を20ℓずつ入れながら、入れる都度深さを測定する。

(3) 測定した深さ及び容量を以下のようにまとめます。

測定区分ごとの深さ及び容量	深さ mm	容量 リットル	累 計		深さ2mm当 たりの容量 リットル
			深さ mm	容量 リットル	
底板面以下	0	0	0	0	
94	20	94	20	0	424
94	20	188	40	0	424
94	20	282	60	0	424
95	20	377	80	0	420
94	20	471	100	0	424
94	20	565	120	0	424
94	20	659	140	0	424
41	10	700	150	0	486

(注) 1 深さは、20ℓの水を容器に入れた際に増加した深さです。

2 この例では、水20ℓごとの深さを測定していますが、容器の形状や容量に応じて適切に測定してください。

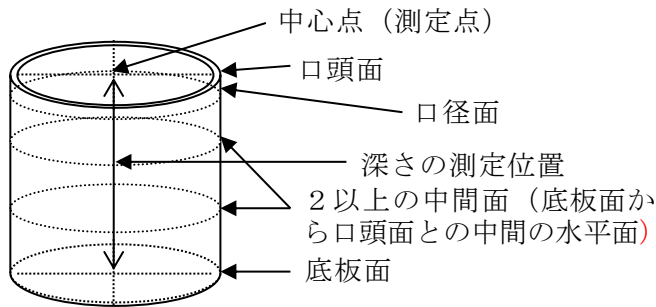
3 容器内の清酒の容量は、容器内の清酒の深さを測定し、左の表に基づき計算で求めます。

(例) 口径面から液面までの深さ（空積深）が350mmの場合
 $700\text{mm} - 350\text{mm} = 350\text{mm}$
 $60\text{ℓ} + (350\text{mm} - 282\text{mm}) \times 0.420\text{ℓ}/2\text{mm}$
 $= 74.28\text{ℓ}$

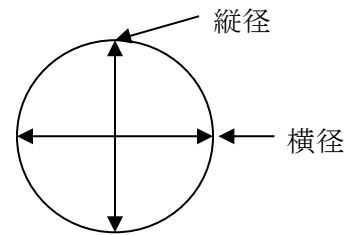
(注) 容器の容量、深さを測定する場合における端数計算は、容器の容量は、リットル位によることとし、リットル位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

【計測の方法の例】

整円筒型（大型の寸胴）の容器（150ℓ）の場合



《容器を上から見た場合》



○ 容器の径（縦径及び横径の平均値をいいます。）及び深さ並びに容量を測定します。

(1) 径

底径（底板面の直径をいいます。）、口径（口径面の直径をいいます。）及び2以上の中間径（底板面から口頭面との2以上の中間の水平面をいいます。）を、縦及び横に測りその平均値を求めます。

(2) 深さ

測定点を定め、容器の口径面（容器の口頭の箇所から30mm下がった水平面をいいます。）の中心点から底板面（容器の底板の面をいいます。）に対し、垂直に測定します。

(3) 全容量

全容量は、底板面以下の容量と底板面から口径面までの間の容量（底径、2以上の中間径及び口径の平均値と深さに基づき、次の式により計算します。）を合計します。

$$\text{容量(リットル)} = \frac{\left[\frac{\text{径の平均値(mm)}}{2} \right]^2 \times \pi \times \text{深さ(mm)}}{1,000,000}$$

π：円周率
=3.1416

(4) 測定した深さ及び容量を以下のようにまとめます。

測定区分ごとの深さ及び容量	深さ mm	容量 リットル	累 計		深さ2mm当 たりの容量 リットル
			深 さ mm	容 量 リットル	
底板面以下	0	0			
	700	140	700	150	0 429

(注) 容器の容量、深さを測定する場合における端数計算は、容器の容量は、リットル位によることとし、リットル位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

X 表示関係

輸出用清酒製造免許により製造し、輸出する清酒については、輸出先国の表示ルールにのっとり表示を行うことが必要です。

これに加え、例えば特定名称の表示などについては、「清酒の製法品質表示基準」の規定に準じた表示を行っていただくようお願いします。

なお、輸出用清酒に使用するラベルについて、税務署の許可を受ける必要はありませんが、輸出用清酒製造免許により製造し、輸出する清酒に使用するラベルについては、清酒の製法品質表示基準に準じた表示となっているかどうか確認するため、輸出を開始するときまでに、そのサンプルを「輸出用清酒ラベル提出書」に貼付して製造場の所在地を所轄する税務署に提出していただくようお願いします。

また、国内で開催される輸出のための商談会等に使用する場合や商社等の輸出業者へサンプルとして提供する場合等、国内に移出される酒類については「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づき、ラベルに一定の事項の表示が必要ですので、商品に使用するラベルを「表示方法届出書」に貼付の上、製造場の所在地を所轄する税務署に提出していただくようお願いします。

清酒の製法品質表示基準（抜粋）

○ 特定名称の清酒の表示

特定名称の清酒とは、吟醸酒、純米酒、本醸造酒をいい、それぞれ所定の要件に該当するものにその名称を表示することができます。

なお、特定名称は、原料、製造方法等の違いによって8種類に分類されます。

特定名称	使用原料	精米歩合	こうじ米の使用割合	香味等の要件
ぎん じょう しゅ 吟 醸 酒	米、米こうじ、醸造アルコール	60%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好
だい ぎん じょう しゅ 大 吟 醸 酒	米、米こうじ、醸造アルコール	50%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が特に良好
じゅん まい しゅ 純 米 酒	米、米こうじ	—	15%以上	香味、色沢が良好
じゅんまいぎんじょうしゅ 純米吟醸酒	米、米こうじ	60%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好
じゅんまいだいぎんじょうしゅ 純米大吟醸酒	米、米こうじ	50%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が特に良好
とく べつ じゅん まい しゅ 特別 純 米 酒	米、米こうじ	60%以下又は特別な製造方法（要説明表示）	15%以上	香味、色沢が特に良好
ほん じょうぞう しゅ 本 醸 造 酒	米、米こうじ、醸造アルコール	70%以下	15%以上	香味、色沢が良好
とくべつほんじょうぞうしゅ 特別本醸造酒	米、米こうじ、醸造アルコール	60%以下又は特別な製造方法（要説明表示）	15%以上	香味、色沢が特に良好

精米歩合とは

精米歩合とは、白米のその玄米に対する重量の割合をいいます。精米歩合 60%というときには、玄米の表層部を 40%削り取ることをいいます。

米の胚芽や表層部には、たんぱく質、脂肪、灰分、ビタミンなどが多く含まれ、これらの成分は、清酒の製造に必要な成分ですが、多過ぎると清酒の香りや味を悪くしますので、米を清酒の原料として使うときは、精米によってこれらの成分を少なくした白米を使います。ちなみに、一般家庭で食べている米は、精米歩合 92%程度の白米（玄米の表層部を 8%程度削り取ります。）ですが、清酒の原料とする米は、精米歩合 75%以下の白米が多く用いられています。特に、特定名称の清酒に使用する白米は、「農産物検査法」（昭和 26 年法律第 144 号）に基づく「農産物規格規程」（平成 13 年農林水産省告示第 244 号）によって、3 等以上

に格付けされた玄米又はこれに相当する玄米を精米したものに限られています。

その他の規定については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) 「ホーム／税の情報・手続・用紙／お酒に関する情報／酒類の表示」をご覧ください。

XI 申請書類一覧表

《製造免許申請書次葉及び添付書類》

必要書類	確認事項	備考	確認
製造免許申請書次葉 1 (別添図面 A) 「製造場の敷地の状況」	法務局備付けの地図の写しを貼付し、申請製造場の敷地を朱書き等で明記しているか		
製造免許申請書次葉 2 (別添図面 B) 「建物等の配置図」	敷地内における建物、設備等が明確に図示されているか		
製造免許申請書次葉 3 (別紙)「製造方法」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程図、製造方法の概要等が明記されているか ・ 仕込み配合について、各仕込ごとの「1 仕込製造方法」が添付されているか 		
製造免許申請書次葉 4 「製造場の設備の状況」	製造場の設備について、全て記載されているか		
製造免許申請書次葉 5 「事業の概要」 「収支の見込み」 「所要資金の額及び調達方法」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原料の入手状況等が記載されているか ・ 事業規模に沿ったもくろみ書が作成されているか ・ 自己資金による場合は資金繰表又は資金の算出根拠説明書、融資による場合は金融機関の証明書又は融資者の原資内容を証明する書類を添付しているか 		
酒類製造免許の免許要件誓約書（酒税法10条の規定に該当しない旨及び製造した清酒を輸出する旨）	誓約すべき者の漏れ（例えば、法人の監査役など）はないか	注 1	
申請者の履歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出すべき者の漏れはないか ・ 申請者が法人の場合には、法人の監査役など、役員全員分が添付されているか 	注 2	
法人の登記事項証明書及び定款の写し		注 2	
契約書等の写し	土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、建物が未建築の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可に係る証明書等の写し、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合で、確実に使用できることが認められる書類	注 3	
地方税の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県及び市区町村が発行する納税証明書（未納税額がない旨及び2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の証明）をそれぞれ添付しているか ・ 法人については、証明事項に「地方法人特別税」を含めているか 	注 4	
最終事業年度以前3事業年度の財務諸表	最終事業年度以前3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書が添付されているか（個人の場合は、収支計算書）	注 5	
酒類の製造について必要な技術的能力を備えていることを記載した書類	例えば、製造技術責任者の履歴書、実技研修等の受講事績を証する書類など、客観的事実を明確にするものが添付されているか		
輸出に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品等を輸出した経験があるか ・ 海外の取引先との契約書の写しなどにより、輸出先が確保できていることが確認できるか 		
土地及び建物の登記事項証明書	申請製造場に係る全ての土地及び建物の登記事項証明書が添付されているか	注 3	
申請者の酒類製造場についての書類	所在地及び名称、免許酒類（品目別）、免許年月日、免許の期限、免許の条件が漏れなく記載されているか		
その他参考となるべき書類		注 6	

※「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印（提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引く。）を記載する。

- (注) 1 申請者が法人の場合には役員等の誓約事項は代表者が一括して行うことができる。
 2 申請製造場を管轄する税務署管内に既免許製造場を有している場合には添付を省略することができる。
 3 既存の酒類製造者の既免許製造場と同一場所である場合には添付を省略することができる。
 4 申請者が法人の場合には本店所在地、個人の場合は住所地の都道府県及び市区町村から交付を受けたもの。
 5 過去3年分の確定申告書（添付書類を含む。）を税務署に提出している場合には添付を省略することができる。
 6 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。